

## 規則

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十六号

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十八条第三項」を「第五十八条第三項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。